

監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和3年3月3日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。
なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和3年2月26日（金）
午前10時00分
- 2 監査対象部局及び監査の対象
市長直轄組織 会計課
(1) 適正伝票実態調査の結果について
追加資料
・「まち美化推進課」「学校教育課」「社会教育課図書館」から提出された修正確認書（原本）

行政委員会事務局
(1) 各委員会の活動状況等について（令和2年度分）
監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会
- 3 監査の方法
監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。
- 4 監査結果
歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、

監査を行った範囲内において適正に処理されていた。
なお、以下の点について意見を述べる。

【会計課】

適正伝票実態調査は、毎年、全ての部署を対象に定期的を実施されているが、依然として不適正な支出命令書が見受けられる。誤って支出してしまうと市の信頼を損ねる事態になるため、今後も慎重な審査を行われたい。

また、誤りがあった場合は、会計事務規則や支出マニュアル、修正確認書を活用して、所属長及び担当職員に注意喚起し、適正な事務の執行に努められたい。

【行政委員会事務局】

行政委員会事務局は、監査委員事務局のほか公平委員会、固定資産評価審査委員会の事務局を所管している。事務局として、多種多様な知識が必要とされることから、研修などを受講して知識の研鑽に努められたい。